

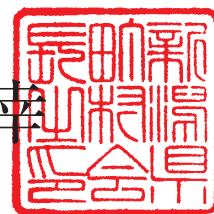
令和5年度県予算・施策に対する

# 要 望 書

令和4年11月

新潟県町村会

会長 小林 則 幸



# 目 次

## ◎最重要課題

1	地域公共交通の維持・活性化について	1
	(1) 公共交通対策について	1
	(2) 地方鉄道路線の利用活性化への取組み強化について	1
	(3) 離島航路確保維持等について	1
2	デジタル化施策の推進について	2
	(1) 町村行政のデジタル化について	2
	(2) マイナンバーカードの普及対策について	2
	(3) 地方創生とデジタル社会の推進について	2
	(4) 光ファイバ設備に係る支援について	2
	(5) 携帯電話不感地域の解消について	2
3	地域医療体制の整備について	3
	(1) 圏域での医療体制の維持について	3
	(2) 医師・看護師等医療従事者の確保について	3
	(3) 公立病院に対する財政支援について	3

## ◎その他の重要課題

4	新型コロナウイルス対策と地域の活性化について	4
	(1) リモートワークや企業誘致等に対する支援について	4
	(2) 新型コロナウイルス対策について	4
5	拉致問題の早期解決について	4
6	地方財源の充実について	4
7	新潟県地方税徴収機構事業の今後について	4
8	戸籍謄本等の第三者からの請求に関する本人通知制度について	5
9	地方創生推進のための制度創設について	5
10	消費者行政推進事業等補助金について	5
11	物価高騰対策について	5
12	有害鳥獣被害防止対策の拡充について	5
13	脱炭素で強靱な活力ある地域社会の実現について	6
14	原子力災害時の避難道路の整備について	6
15	原子力災害時の避難等について	6

16	ケアマネジャー等介護職の確保について	6
17	少子化対策の推進について	7
	(1) 婚活支援事業に対する支援強化について	7
	(2) 子育て支援（保育士確保）について	7
18	幼児教育・保育の無償化に係る財政措置について	7
19	児童相談所の体制強化について	7
20	孤独老人対策の推進について	7
21	国民健康保険に対する財政支援の拡充について	7
22	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設について	8
23	スキーによる地域活性化及びスキー場施設整備に対する支援について	8
24	国指定重要文化財の維持管理について	8
25	新潟県スポーツ合宿促進事業の補助対象要件の拡大について	8
26	中学校における部活動の地域移行について	8
27	農振農用地区域からの除外の円滑化について	8
28	米政策への対応について	9
29	儲かる農業実現のための園芸農業に対する支援について	9
30	豪雨災害に係る復旧・復興対策について	9
31	農地の基盤整備について	9
32	道路施設の定期点検等に対する支援要請について	9
33	冬期の円滑な道路交通確保における除雪費の支援要請について	10
34	空き地・空き家対策の推進について	10
	(1) 所有者不明土地対策の推進について	10
	(2) 空き家対策の推進について	10
35	小規模急傾斜地崩壊防止事業補助金の補助率の高上げと採択要件の緩和について	10
36	GIGAスクール構想で整備したICT機器更新費用の財政支援とICT推進体制整備について	10
37	多様な子ども教育の推進について	11
	(1) 特別支援教育支援員に対する財政支援について	11
	(2) スクールソーシャルワーカー等の配置に係る財政支援について	11
	(3) 特別支援学級編成基準の改正について	11
	(4) 新潟県立特別支援学校における通学支援の充実について	11
38	教員の多忙化解消について	11
39	小学校4年生までの32人学級の拡大について	11
40	特別支援学校（知的障害児用）の設置について	12
41	県立高校の再編について	12
42	いじめ問題調査委員会委員の選定支援について	12
43	高等学校の魅力化の推進について	12

## ◎最重要課題

### 1 地域公共交通の維持・活性化について

#### (1) 公共交通対策について

少子高齢化が進む地域では、移動手段の確保が喫緊の課題となっていることから、県と市町村が連携し、地域の実情に合った公共交通体系が構築できるよう、財政支援等を引き続き行うこと。

#### (2) 地方鉄道路線の利用活性化への取組み強化について

地方鉄道路線の持続可能な交通体系を維持するため、県がリーダーシップをとり、全県の課題として、今後の利用活性化並びに持続化への取組みを強化すること。

#### (3) 離島航路確保維持等について

粟島航路は島民の生命線として極めて重要な交通機関であり、昨年度の県補正予算により、新型コロナウイルス感染症対応のための航路事業継続支援事業が実施され、粟島汽船の将来的な安定経営に向けた取組がなされている。

しかしながら、その後も燃油価格の高騰など経営環境の変化もあることから、持続可能な航路運営のため、さらなる財政支援を国に働きかけるとともに、県においても検討すること。

また、粟島が「特定有人国境離島地域」に早期に追加指定されるよう国に引き続き働きかけるとともに、指定されるまでの間、県において輸送コストの支援や滞在型観光促進など特定有人国境離島地域に準じた支援を行うこと。

## 2 デジタル化施策の推進について

### (1) 町村行政のデジタル化について

町村におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進に当たっては、専門人材や財源の確保が課題となることから、積極的な人的・財政支援及び情報提供を行うよう国に働きかけること。

また、町村における基幹系業務の情報システムの標準化・共通化及びガバメントクラウドの構築については、町村の意見を十分に踏まえたきめ細やかな対応を行うよう国に働きかけるとともに、県においても標準的な要件、先行地域での実証結果、今後の進め方、費用対効果の検証結果及びセキュリティ対策について具体的な情報を早期に提供し、支援を行うこと。

### (2) マイナンバーカードの普及対策について

国のマイナポイント事業第2弾において、キャッシュレス決済を利用しない世代等からは、効果を期待しづらく、令和4年度中にほぼすべての国民がマイナンバーカードを取得する目標は、極めて厳しい状況にある。早急にすべての医療機関等で健康保険証として利用できるよう、国の責任において整備するとともに、医療機関の診察券等の機能をマイナンバーカードに搭載するなど、利便性を高める取り組みを国に働きかけること。

### (3) 地方創生とデジタル社会の推進について

町村が総合戦略に基づいた目標達成のために取り組む地方創生の施策を引き続き支援するとともに、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けた取組を新たに進めるよう国に働きかけること。

また、デジタル田園都市国家構想交付金の総額を拡充するとともに、地域の実情に配慮し、一層使い勝手の良いものとするよう国に働きかけること。

### (4) 光ファイバ設備に係る支援について

法令改正により、一部のブロードバンドサービスがユニバーサルサービスに位置付けられたところであるが、これに伴う新たな交付金制度の創設にあたっては、維持管理に係る費用と併せて設備等の拡充・更新に係る費用を支援の対象とするよう国に働きかけること。

### (5) 携帯電話不感地域の解消について

町村の居住エリア内の一部が携帯電話の不感地域となっているため、地域住民の利便性や安全性が十分に確保されていない状況にある。また、登山道をはじめ、山岳部における災害や遭難発生時の連絡手段の一つとして、携帯電話の必要性が高まっている。

さらに高速通信規格5Gの利用可能エリアも都市部が中心であり、町村部では少なくなっている。GIGAスクール構想により児童・生徒が利用するタブレット等の整備は完了したが、今後は、校外でのデジタルコンテンツを活かしたタブレット端末の利用が進むと考えられるが、5Gの利用可能エリアが少ない町村部と都市部では学習環境格差につながる可能性がある。

については、県から携帯電話事業者に働きかけを行うなど、県、町村が連携して不感地域の解消及び町村部での5G利用可能エリアの拡大に向けた取り組みを行うこと。

### 3 地域医療体制の整備について

#### (1) 圏域での医療体制の維持について

限られた医療資源を効率的に活用し、地域特性を踏まえた区域ごとの医療提供体制の整備を進め、県内どこに住んでいても等しく受診できるよう、以下の対策をより一層推進すること。

- ①へき地医療の確保
- ②地域単位での産科施設の確保
- ③入院を含む精神医療体制の確保
- ④ドクターヘリ活用の柔軟化と必要な体制整備
- ⑤地域での24時間365日の救急医療体制の確保（断られない救急医療体制・救急搬送先が速やかに決定できる体制の構築）

県立病院のあり方については、地元自治体との意見交換を継続し、地域医療体制の維持を図ること。

#### (2) 医師・看護師等医療従事者の確保について

県立病院・県内病院の医師及び看護師等医療従事者の確保・定着が喫緊の課題であることから、その取り組みを強化するとともに、医師・看護師の偏在や診療科の偏在の解消を進めること。特に離島においては本土との格差是正のため、人的支援をすること。

市町村立病院は県立病院とともに最後の砦として地域医療を担っていることから、医師については、基幹病院や県立病院の医師や地域枠医師の自治体病院への派遣について拡充するとともに、新専門医制度については、医師の地域偏在の是正を図るよう国に対し制度改革を求めるなど、対策を講じること。

また、新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療崩壊の危機が言われている中、医師少数地域において感染症が拡大した場合、地域医療体制を維持していくことが難しくなることから、必要な医療を提供できる体制を整備すること。

#### (3) 公立病院に対する財政支援について

不採算地区の公立病院等については、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控え等により、その経営が一段と厳しくなっていることに加え、感染症対応においてその重要性が改めて認識されたことから、財政支援の大幅な拡充について引き続き国に働きかけること。

## ◎その他の重要課題

### 4 新型コロナウイルス対策と地域の活性化について

#### (1) リモートワークや企業誘致等に対する支援について

地域活性化リーディングプロジェクトの事業検証を早期に行い、その検証結果を踏まえた今後の効果的な事業展開の戦略を町村に示すこと。

また、町村が進める人や企業を呼び込むテレワークやワーケーション施設等の環境整備や企業への進出支援等に対する支援を強化すること。

#### (2) 新型コロナウイルス対策について

ワクチン接種を今後も円滑に進めるため、医療従事者の確保や計画的なワクチン配分等、支援体制の継続に努めること。

ワクチン接種の方針が変わる場合は、その変更内容や理由など、町村への早期情報提供にも努めること。

また、ワクチンの継続的な接種に対応し、感染拡大防止と経済活動の両立を図るため、町村が行う新型コロナウイルス感染予防、観光振興事業及びデジタル活用事業等地方創生に関する総合的な対策の推進に対する地方創生臨時交付金や、ワクチン接種対策費負担金等の継続について国に働きかけること。

### 5 拉致問題の早期解決について

北朝鮮による拉致被害者全員の一刻も早い帰国と、拉致問題の早急な全面解決を図るよう、引き続き国に働きかけること。

### 6 地方財源の充実について

人口減少や高齢化の進展に伴い長期的には税収の減少が見込まれる中、町村が自主性・自立性を発揮し様々な施策を実施するに当たり、継続的に安定した自主財源の確保が必要のため、地方交付税の維持と地方交付税等の一般財源の総額確保を引き続き国に働きかけること。

### 7 新潟県地方税徴収機構事業の今後について

新潟県地方税徴収機構は、地方税の滞納整理と関係職員の徴収技術の向上に大きく貢献していることから、時限的な事業とするのではなく、県と市町村が一体となって継続的に運営すること。

## 8 戸籍謄本等の第三者からの請求に関する本人通知制度について

戸籍謄本等の第三者からの請求に関する本人通知制度については、法制化されておらず、各自治体の取組みにばらつきが生じている。戸籍は法定受託事務に係る制度であり、個人情報保護の観点からも、法制化を国に働きかけること。

## 9 地方創生推進のための制度創設について

地方創生推進のため、町村の実情に応じた事業展開を可能にする自由度の高い新潟県独自の総合交付金制度（又は総合県単補助金）を創設すること。

## 10 消費者行政推進事業等補助金について

消費者行政推進事業等補助金については、年限が設定されているが、消費者行政は長期的な取組が不可欠であることから、継続的な財政支援を行うこと。

また、自治体の地域性や独創性を活かした柔軟な事業展開が可能となるよう、使途の制限を緩和することや交付金の増額について引き続き国に働きかけること。

## 11 物価高騰対策について

原油価格や原材料価格の上昇が続いており、ガソリン、石油製品、食料品などの物価高騰が住民の生活、中小企業や農林水産業者の経営環境等に大きな影響を及ぼしている。また、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化、急激な円安など先行き不透明であり、更なる事態の悪化も懸念されている。

物価高騰が生活や経営に及ぼす影響を最小限なものとするため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充や中小企業、農林水産業者の収益低下に対する補填対策の拡充等、万全の対策を講じるとともに地方の取組みを支援するよう国に働きかけること。

## 12 有害鳥獣被害防止対策の拡充について

近年、ツキノワグマを始めとして、イノシシ・ニホンシカ等の有害鳥獣が人里に出没し、農作物等の被害はもとより人身被害も発生していることから、最新の生息数を改めて把握し、生息実態に即した管理を行うとともに被害の未然防止に向けた対策を速やかに講じること。

また、鳥獣被害対策は継続して取り組むことで効果が発揮されることから、各町村が取り組む対策への十分な財政支援を講じること。さらに県における計画の進捗について検証・評価し、引き続き広域的な捕獲対策の強化を図ること。



## 13 脱炭素で強靱な活力ある地域社会の実現について

国は、「2050年脱炭素社会の実現」を目指しており、その実現には、地方自治体と連携し、継続して脱炭素化に向けた各種事業を一体的に行う必要があるが、単年度ごとの補助事業等では機動的に行うことは難しい。

市町村や関係機関が脱炭素化に向けた事業を継続して実施できるよう、県が先導的な立場になり、脱炭素先行地域に限らず、先行地域以外の市町村においても財政支援を含む新たな支援制度の強化・確立に取り組むとともに、財源確保を国に働きかけること。

脱炭素社会の実現は極めて公益性が高く、地球規模で重要な問題であることから、排出削減に取り組む自治体へのインセンティブを付与することについて国へ働きかけること。

## 14 原子力災害時の避難道路の整備について

原子力発電所に係る災害発生時における避難路については、県が実施した、「原子力災害時避難経路阻害要因調査」を踏まえ、必要な整備を行うこと。

また、避難時の交通集中を避ける必要性を考え、PAZ圏内から直接高速道路に乗り入れるための、北陸自動車道と国道8号が交差する場所にスマートインターチェンジを設置すること。

## 15 原子力災害時の避難等について

原子力発電所に係る災害発生時の自家用車避難が困難な人が必要とする避難車両数を明確にし、必要台数を確保するとともに、県外避難に係る近隣県との連携の実効性を確保した上で住民へ実態を広報し、安心を醸成すること。

原子力災害対策重点区域（概ね30km圏内）を含む市町村と隣接した市町村についても、重点区域に準じた対応とすること。

県内だけで避難者の受入に限りがある場合に備え、避難者の受入に関し、近隣県との調整を進めること。また、その際、豪雨、豪雪、感染症などの複合災害を念頭に対策を示すこと。

## 16 ケアマネジャー等介護職の確保について

介護の現場におけるケアマネジャー等専門職の確保は厳しい状況にあり、特に過疎地域や離島についてはその状況は一層深刻である。また、介護保険施設等では、新型コロナウイルス感染症への対応により業務が増大している。

介護等専門職の人材確保のため定着について現状分析を行い、専門職が施設等において就業継続（定着）することを支援する等、確保定着を推進する対策を講じること。また、介護従事者等の処遇改善や給与水準の向上について引き続き国に働きかけること。

## 17 少子化対策の推進について

### (1) 婚活支援事業に対する支援強化について

少子化対策につながる未婚化・晩婚化対策の一環として取り組んでいる会員制の個別マッチングシステム「ハートマッチにいがた」の利用者増加、成婚数の上昇を図るため、登録料の値下げを行うとともに、常設会場の増設と地域の実情に応じた臨時窓口の柔軟な開設を行うこと。

### (2) 子育て支援（保育士確保）について

慢性的な保育士不足解消に向けて、保育士等の更なる処遇改善や人材確保に向けた実効性のある施策への取組と財政支援について、国に対し引き続き働きかけること。

また、県の特別保育事業における人件費の基準額引上げなど支援を拡充すること。

## 18 幼児教育・保育の無償化に係る財政措置について

幼児教育・保育の無償化の財源については、これまでの国と地方の協議を踏まえ、国の責任において必要な財源を確実に確保するよう、引き続き国に働きかけること。

## 19 児童相談所の体制強化について

児童虐待相談件数が年々増加しているため、確実かつ的確に対応するための専門職員（児童福祉司等）のさらなる育成強化及び人員拡充を行うこと。

## 20 孤独老人対策の推進について

高齢化が進行する中で、高齢単身世帯の増加が大きな社会問題となっていることから、県全体の孤独老人対策を検討・推進すること。また、県としての孤独老人対策について積極的に取り組むとともに、町村や支援団体等の現場における取り組みを支援すること。

身寄りのない独居老人の孤独死事例が増え、市町村での対応が困難になってきていることから、統一的な対応やルールを定めるなど責任ある体制の構築を国に働きかけること。

## 21 国民健康保険に対する財政支援の拡充について

国民健康保険制度の健全な運営を図るため、積極的な措置を講じるよう引き続き国に働きかけること。

(1) 国保財政基盤の安定のため、財政支援を強化拡充すること。

(2) 地方単独医療費助成事業の実施に伴う国庫負担金等の減額調整措置を廃止すること。

(3) 子育て世帯の更なる負担の軽減を図るため、子どもに係る均等割保険料（税）を軽減する措置については未就学児に限定せず、対象年齢を拡充すること。

## 22 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設について

難聴の方が快適な日常生活を過ごすためにも補聴器の役割は重要であるが、補聴器は一般的に高額であり、購入を躊躇している方も多い。

医療費抑制のために、身体障害者手帳の難聴者の対象外の方に対する補聴器購入費を助成する公的補助制度を創設すること。

## 23 スキーによる地域活性化及びスキー場施設整備に対する支援について

スキー（スノーボード含む）産業は、豪雪地域における冬季の基幹産業の一つであるが、コロナ禍における移動制限による入込数の減や暖冬など気候的要因もあり、経営は厳しい状況にある。多くのスキー場で索道の老朽化が進んでいるが、架け替えには多大な費用がかかるため、営業を断念するスキー場も出てきている。

近年、訪日外国人により本県の雪資源が注目されるようになっており、地域活性化には、スキーによる誘客が重要な施策の一つとなる。スキー産業の活性化と観光誘客増加を図り、持続可能な冬季産業とするため、スキーによる地域活性化策や特に索道整備等ハード事業に対する財政支援を講じること。

## 24 国指定重要文化財の維持管理について

国指定重要文化財の適正な維持管理を行うに当たり、技術者の減少や資材調達に係る環境変化等により、町村・所有者等の負担が増加しているため、国庫補助金の単価の見直しを国に働きかけるとともに、県においても補助率の嵩上げを行うなど、必要な財政支援を講じること。

## 25 新潟県スポーツ合宿促進事業の補助対象要件の拡大について

今年度から施行の新潟県スポーツ合宿促進事業補助金の補助対象者について、スポーツ団体のみならず、文化系団体の合宿も対象となるよう、補助要件を拡大すること。

また、当該事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少している県内スポーツ合宿を促進し、合宿を契機とした交流人口の拡大が目的の一つになっているが、交流人口の拡大は今後も必要な施策であることから、コロナの影響がなくなった後も事業を継続すること。

## 26 中学校における部活動の地域移行について

中学校における部活動の地域移行について、国及び県は、指導者を確保するための仕組みを作るとともに、指導者への対価や調整事務に係る費用について支援を行うこと。

## 27 農振農用地区域からの除外の円滑化について

農村部からの住民の流出と地域の衰退を防ぐため、農家子弟が分家住宅を建築する場合や、農用地区域の辺縁部で農地以外の利用をする場合等の農振農用地区域からの除外については、県の同意に当たって、協議時間の短縮に努めるなど、引き続き町村の立場に立った対応を行うこと。

## 28 米政策への対応について

需要に応じた米作りを行い、農業者が所得を確保できるよう、県は有益な情報を積極的に発信し、引き続き町村等への助言に努めること。

加えて、昨今の肥料農薬や資機材の価格高騰に対応するための各種支援策を拡充すること。

## 29 儲かる農業実現のための園芸農業に対する支援について

農業経営が持続的に発展するためには、米だけに依存せず、経営基盤を強化することが重要である。儲かる農業を実現するため、地域の特性や優位性を活かした園芸生産の取り組みについて支援し、園芸導入に対する機運を高めること。

また、燃油価格等の高騰が続き、経営に及ぼす影響が大きいことから、燃油価格高騰対策に継続して取り組むこと。

とりわけ多雪地域については冬期に適した園芸作物及び維持管理コスト削減のための研究・開発を進めるとともに、中山間地域の施設整備に対する補助率の嵩上げを継続するなど、園芸に取り組みやすい環境づくりを進めること。

## 30 豪雨災害に係る復旧・復興対策について

「令和4年8月3日からの大雨等による災害」により、大きな被害を受けた関川村は、未だ復旧・復興の途上にある。

とりわけ、村の主要産業である稲作においては、ほ場への土砂の流入や農業施設・機具等の浸水被害により、今後の事業の継続に不安を持っている。

農業者が引き続き安心して稲作を継続できるよう、県はほ場の早期復旧、農業用施設・機具の再建・購入支援など、十分かつ迅速な支援を行うこと。

また、これまでたびたび被災している集落をはじめとして、被災地域が再度の被害に遭わないよう、原形復旧にとどまらない抜本的な治山・治水対策を講じること。

## 31 農地の基盤整備について

農業基盤整備事業については、農家の高齢化や担い手不足、高収益化などの問題が解決でき、農業競争力強化に繋がることから、引き続き積極的に事業に取り組むこと。

また、園芸作物がすでに二割を超えている地域や農地の集積化・集約化が進んでいる地域においても、積極的に取り組むこと。

## 32 道路施設の定期点検等に対する支援要請について

橋梁長寿命化修繕計画等に基づく調査・修繕には多額の費用が必要となることから、市町村の負担軽減のため、国の更なる財政措置について、引き続き働きかけること。

### 33 冬期の円滑な道路交通確保における除雪費の支援要請について

県内の自治体予算において除雪費は大きな負担となっているが、市町村道の半分程度しか指定できない社会資本整備総合交付金の対象道路の除雪費について、交付金要望額の満額が交付されるよう引き続き国に働きかけること。

### 34 空き地・空き家対策の推進について

#### (1) 所有者不明土地対策の推進について

所有者不明土地の発生を予防する仕組みの更なる充実を図るとともに、所有者不明となった土地の管理責任の所在等について引き続き検討を行うよう、国に働きかけること。

また、町村が実施する相続財産管理人選任申立について、事務手続きの簡素化及び予納金の在り方等財政負担の軽減を図るよう国に働きかけるとともに、県においても財政支援を行うこと。

#### (2) 空き家対策の推進について

空き家対策は、所有者不明土地対策とも密接に関係することがあるため、連携を図りながら進めるよう国に要望すること。

また、放置された有効活用の見込みがない空き家は保安上、衛生上、景観上等の問題を有しており、町村が実施する空き家対策に要する費用の支援や手続きの簡素化などを国に働きかけること。

空き家の有効活用についても、移住・定住の環境整備など地方創生の観点からも重要であるため、財政面における町村への積極的な支援を国に要望すること。

県においては、特定空家等の除却に係る費用に対する財政支援制度の創設を行うこと。

新潟県空き家再生まちづくり支援事業については、交付基準の緩和等の見直しによって活用範囲が拡大されたが、引き続き制度周知や活用のための課題解決等、町村が取り組みやすくなるよう支援を行うこと。

### 35 小規模急傾斜地崩壊防止事業補助金の補助率の嵩上げと採択要件の緩和について

本事業の要件である保全対象人家の「2戸以上5戸未満」の要件では、対象とならない住宅が多く点在することから、復旧工事の場合1戸でも対象となるよう要件を緩和するとともに、補助率を2/3に嵩上げすることを制度化すること。

### 36 GIGAスクール構想で整備したICT機器更新費用の財政支援とICT推進体制整備について

GIGAスクール構想で整備されたICT機器の更新費用について、教職員用、児童生徒用の区別なく、財政支援を行うよう引き続き国へ働きかけること。

また、ICT支援人材の不足、偏在を解消するため、県が中核的な立場となり、町村とも連携したGIGAスクール運営支援センターを設置すること。

## 37 多様な子ども教育の推進について

### (1) 特別支援教育支援員に対する財政支援について

増加する傾向にある障がいのある子どもへの教育の充実のため、町村が独自に配置する特別支援教育支援員に対し、国における更なる財政支援を引き続き働きかけること。

### (2) スクールソーシャルワーカー等の配置に係る財政支援について

いじめや不登校などの児童生徒に対応するため、スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの配置について拡充を図ること。また、相談体制の充実を図ること。

町村独自で配置するスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、訪問相談員などに対する財政支援を引き続き国に働きかけること。

### (3) 特別支援学級編成基準の改正について

障がいのある児童生徒の状況に応じた指導を実施するため、特別支援学級編成基準を改正し、少人数学級を推進するよう引き続き国に働きかけること。

### (4) 新潟県立特別支援学校における通学支援の充実について

障害のある子どもを持つ保護者の負担軽減を図るため、特別支援学校の受け入れ時間を他の学校と同じ時間帯とするとともに、学校設置者が運行する通学バスを利用することのできない児童生徒に対する、町村が運行する遠距離通学用送迎バスへの支援を行うこと。

## 38 教員の多忙化解消について

子どもと教員との触れ合う時間をより多く確保し、教育の質を向上させるため、教員の多忙化解消が重要である。

そのためには、教員の作業補助のためのスクールサポートスタッフの配置が効果的であり、各校1名以上の配置について、国に対して要望するとともに、必要に応じ県費により財政支援すること。

また、統合型校務支援システムについては、教員を配置している県がリーダーシップを取り、市町村に対し新規導入や次回更新時に統一システムの導入を働きかけ、教員の負担を軽減できるよう支援を行うこと。

## 39 小学校4年生までの32人学級の拡大について

県では、少人数学級パイロット事業により小学校1、2年生は32人学級、3年生からは原則35人学級となっているが、3、4年生は不安定な面があり、学級人員増加ギャップによる影響も見られることから、4年生まで32人学級を拡大すること。

なお、義務標準法の改正により、国において少人数学級の実施がされることとなったが、加配教員定数を振り替えることなく安定的な財源によって措置するよう国に働きかけること。

## 40 特別支援学校（知的障害児用）の設置について

県央西部地区の知的障害児は、定員オーバーにより新潟市の特別支援学校に入学できず、遠隔地の特別支援学校に通学している。通学には片道1時間かかる上、冬場は通学が困難な状況にあることから、県央西部地区で、特別支援学校を早期に設置すること。

## 41 県立高校の再編について

県立高校（中等教育学校含む）再編について、生徒の定員割れ等のみによって行うことなく、その高校が立地する町村における県立高校としての存在意義、その高校の特徴的な教育方針やこれまで地域社会に果たしてきた役割等も十分に勘案すること。

また、県立高校再編に当たっては、地元の意向を十分尊重し、理解のもとに行うこと。

## 42 いじめ問題調査委員会委員の選定支援について

自治体が、いじめ問題調査委員会を設置する際、県教育委員会において、専門家のリストを作成しておき、設置の必要が生じた自治体に委員選定の助言を行うこと。

## 43 高等学校の魅力化の推進について

県立高等学校と地域が連携した教育を進める調整役となる地域コーディネーターは、地域の魅力を知る地域内の人材が求められているが、過疎地域においては人材不足により地域内で確保することが困難な状況であることから、過疎地域における地域コーディネーターの配置について、県教職員の配置など県による人材確保を行うこと。

また、町村において地域コーディネーターを確保する場合は、その人件費等について財政的な支援を行うこと。